

仕 様 書

1. 工事件名 R6 沖縄バイオ産業振興センター新規給排水設備設置他工事（再）
2. 工事場所 沖縄県うるま市字州崎 5-1 沖縄バイオ産業振興センター
3. 工事概要 109,215 号室に給排水設備等を設ける
4. 工事仕様 109 号室
 - ・床面に給水設備を 4 箇所、排水設備を 4 箇所設ける
 - ・地下ピット内に排水用ポンプを設置しパイプスペース内に制御盤を設置する
 - ・入り口付近、両側面、奥に設置されている棚及び木材部分を撤去する
 - ・棚を撤去後、既設の電気配線を壁側に設置する
 - ・棚を撤去後、床面を耐薬品性の長尺シートに張替え、ソフト巾木を敷設し、壁面は不燃材料の壁紙とする
 - ・側面中央部分に設置されている照明器具のスイッチを入り口に移設する
 - ・西側出入り口の扉は、鋼製親子開きのドアとする
 - ・東側出入り口の扉は、鋼製片開きのドアとする
 - ・水使用量を計測するための水道メーターを設置215 号室
 - ・床面に給水設備を 5 箇所、排水設備を 5 箇所設ける
 - ・棚を撤去し壁面は不燃材料の壁紙とし、天井面は不燃材料のクロスに張り替える
 - ・床面は耐薬品性の長尺シートとしソフト巾木を敷設する
 - ・西側出入り口の扉は、鋼製親子開きのドアとする
 - ・東側出入り口の扉は、鋼製親子開きのドアとする
 - ・水使用量を計測するための水道メーターを設置
5. 設置仕様
 - (1) 部材の搬入費、調整、動作確認は本工事に含まれる。
 - (2) 工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分することとし、その費用は本工事に含まれる。
 - (3) 修繕の日程等は、祝祭日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分までとする。ただし、工事対象の部屋に入居企業がいる場合は、管理者と調整の上、土日祝祭日に工事を行う場合がある。
 - (4) 工事着手に際しては、管理者と事前に協議の上行うこと。
 - (5) 入居企業の業務に影響が出るような作業（停電や騒音等）については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。
6. 支払い等
 - (1) 本工事の契約時、契約金額の10%を保証金として県に納めること。ただし、県が定める規程により保証金の支払いが免除される場合は、この限りではない。
 - (2) 本工事完了後、速やかに完了報告書、完成図書、その他県が指示するものを作成し、県と指定管理者に提出し、検査を受けること。
 - (3) 県は、検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に本工事費用の支払いを行う。
7. 完了期限 令和7年3月31日（月）